

軽度者に係る福祉用具貸与費の 算定について

令和5年度 知多北部広域連合

基本事項

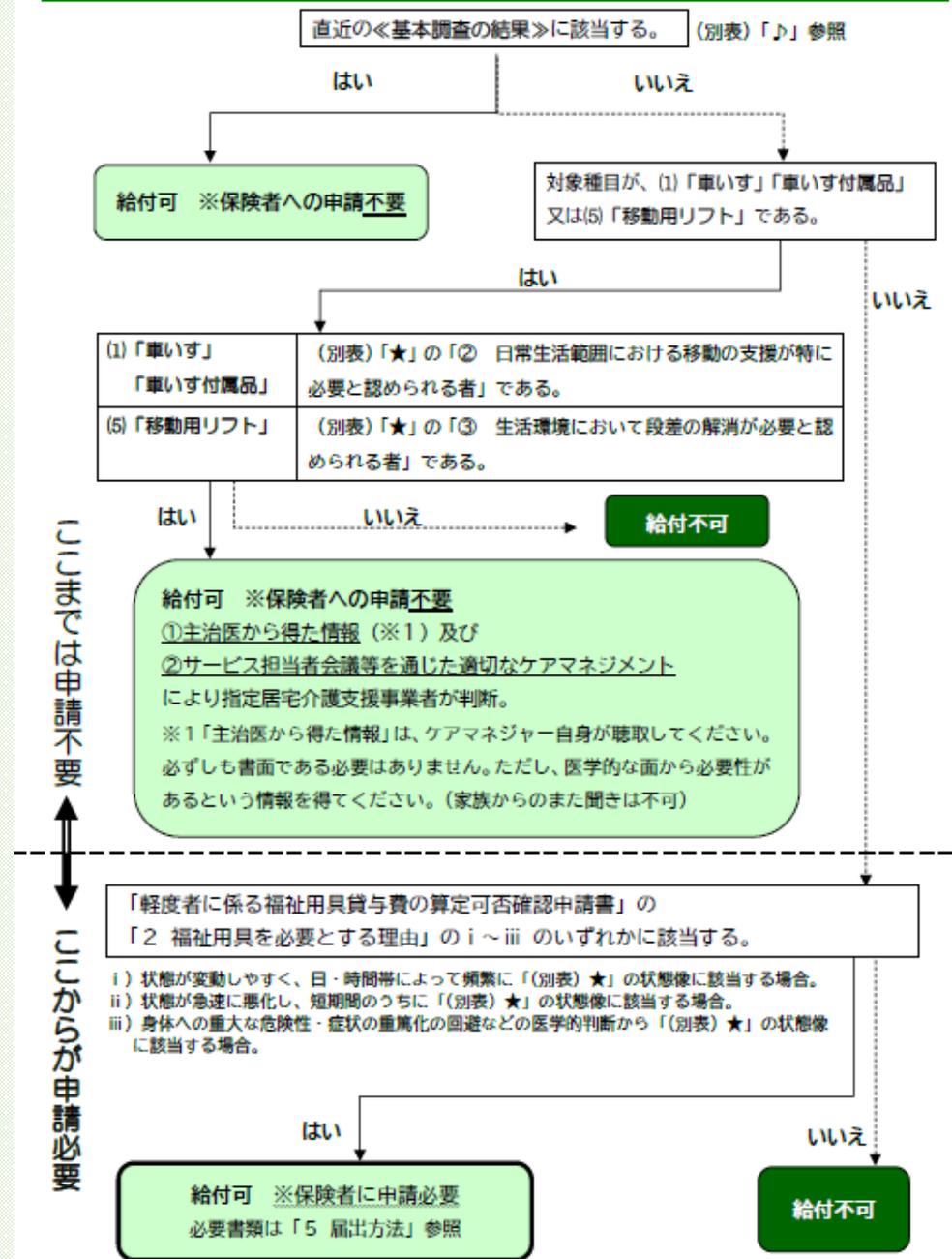
- 要介護度が要支援1・要支援2・要介護1（一部品目は要介護2・要介護3も含む）の利用者は、一部の介護予防福祉用具貸与費の算定対象外となります。
- しかしながら、一律に適用されるものではなく、厚生労働大臣が定める者と認められる場合においては、介護予防福祉用具貸与費の算定対象とすることも可能となっています。
- 算定対象であると判断されるもののうち、保険者による確認が必要な場合は、申請書を提出してください。
（保険者の確認が必要か否かは、「3 状態像の判断方法」でご確認ください。）

厚生労働大臣が定める者と認められる場合

- 「★厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する場合は、軽度者でも給付可能。
- 「★厚生労働大臣が定める者のイ」に該当するか否かは「♪厚生労働大臣が定める者のイに該当する直近の基本調査の結果」を参照。

軽度者対象外 種目	★厚生労働大臣が定める者のイ	♪厚生労働大臣が定める者のイに該当する 直近の基本調査の結果
(1) 車いす及び車いす付属品 ①②のいずれかに該当する者	① 日常的に歩行が困難な者 ② 日常生活範囲※1における移動の支援が特に必要と認められる者	1-7 歩行「3.できない」 基本調査における該当項目がないため、 主治医から得た情報 及び サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断。

3 状態像の判断方法（フローチャート）



(別表)

「★厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する場合は、軽度者でも給付可能。

「★厚生労働大臣が定める者のイ」に該当するか否かは「♪厚生労働大臣が定める者のイに該当する直近の基本調査の結果」を参照。

軽度者対象外種目	★厚生労働大臣が定める者のイ	♪厚生労働大臣が定める者のイに該当する直近の基本調査の結果
(1) 車いす及び車いす付属品 ①②のいずれかに該当する者	① 日常的に歩行が困難な者 ② 日常生活範囲※1における移動の支援が特に必要と認められる者	1-7 歩行「3.できない」 基本調査における該当項目がないため、主治医から得た情報 及び サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断。
(2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品 ①②のいずれかに該当する者	① 日常的に起き上がりが困難な者 ② 日常的に寝返りが困難な者	1-4 起き上がり「3.できない」 1-3 寝返り「3.できない」
(3) 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3 寝返り「3.できない」
(4) 認知症老人徘徊感知器 ①②のいずれにも該当する者	① 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 ② 移動において全介助を必要としない者	下記ア～ウのいずれか ア 3-1 意思の伝達「1.意思を他者に伝達できる」以外 イ 3-2～3-7 記憶・理解のいずれか「2.できない」 ウ 3-8～4-15 問題行動のいずれか「1.ない」以外 ※その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 2-2 移動「4.全介助」以外
(5) 移動用リフト（つり具の部分を除く。） ①～③のいずれかに該当する者	① 日常的に立ち上がりが困難な者 ② 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 ③ 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	1-8 立ち上がり「3.できない」 2-1 移乗「3.一部介助」又は「4.全介助」 基本調査における該当項目がないため、主治医から得た情報 及び サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断。
(6) 自動排泄処理装置 ①②のいずれにも該当する者	① 排便が全介助を必要とする者 ② 移乗が全介助を必要とする者	2-6 排便「4.全介助」 2-1 移乗「4.全介助」

※1「日常生活範囲」は、買い物、通院等日常生活に必要な行為が考えられます。

「趣味の集まりに参加するため」等の日常生活に該当しない行為のための貸与は認められません。担当者会議を通じて「何のために必要か」を具体的にケアプランに位置付けてください。

申請書が不要なケースについて

フローチャートの結果、「保険者への申請不要」となった場合

介護認定時の「基本調査の結果」が「できない」

- 例えば車いす貸与を希望の場合、「歩行」欄が「できない」になっている等

「車いす」及び「移動用リフト」貸与希望

- 主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントが行われていれば申請不要



※申請書の提出が不要というだけで、いずれもケアマネジメントは必要です。



地域のくらしを支えあう介護保険

知多北部広域連合

申請が必要なものは、保険者にて確認を要すもの

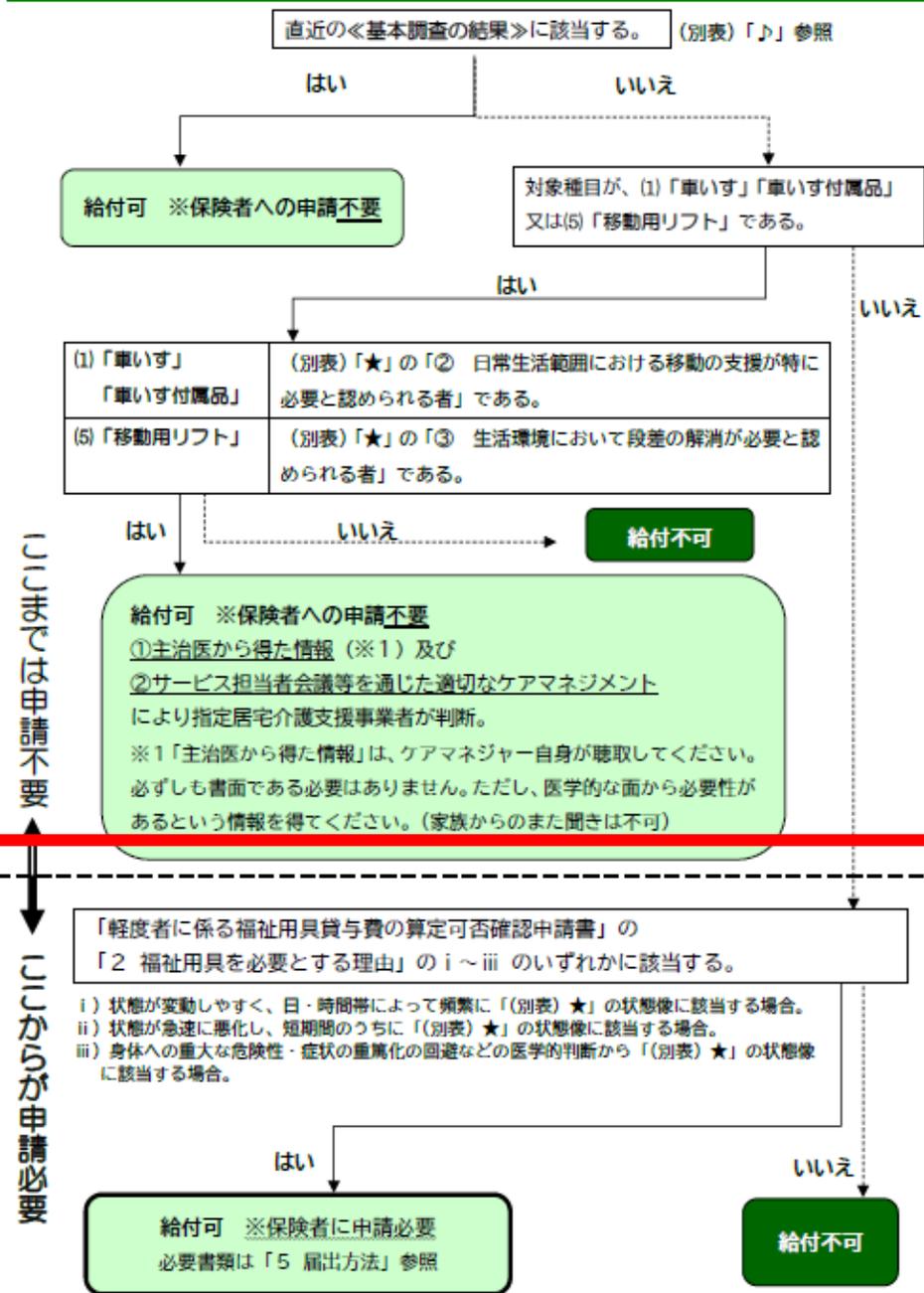
フローチャートの結果、「保険者に申請必要」となったもの

直近の「基本調査の結果」にかかわらず、i～iiiに該当する者は、該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与の必要性が判断されている場合は、これらについて、市町村が確認することによりその要否を判断できる。

出典：老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発0317001号

- i. 状態が変動しやすく、日・時間帯によって頻繁に「(別表)★」の状態像に該当する場合。(パーキンソン症状等)
- ii. 状態が急速に悪化し、短期間のうちに「(別表)★」の状態像に該当する場合。(がん末期)
- iii. 身体への重大な危険性・症状の重篤化の回避などの医学的判断から「(別表)★」の状態像に該当する場合。(圧迫骨折後の再骨折の回避等)

3 状態像の判断方法（フローチャート）



(別表)

「★厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する場合は、軽度者でも給付可能。

「★厚生労働大臣が定める者のイ」に該当するか否かは「♪厚生労働大臣が定める者のイに該当する直近の基本調査の結果」を参照。

軽度者対象外種目	★厚生労働大臣が定める者のイ	♪厚生労働大臣が定める者のイに該当する直近の基本調査の結果
(1) 車いす及び車いす付属品 ①②のいずれかに該当する者	① 日常的に歩行が困難な者 ② 日常生活範囲※1における移動の支援が特に必要と認められる者	1-7 歩行「3.できない」 基本調査における該当項目がないため、主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断。
(2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品 ①②のいずれかに該当する者	① 日常的に起き上がりが困難な者 ② 日常的に寝返りが困難な者	1-4 起き上がり「3.できない」 1-3 寝返り「3.できない」
(3) 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3 寝返り「3.できない」
(4) 認知症老人徘徊感知器 ①②のいずれにも該当する者	① 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 ② 移動において全介助を必要としない者	下記ア～ウのいずれか ア 3-1 意思の伝達「1.意思を他者に伝達できる」以外 イ 3-2～3-7 記憶・理解のいずれか「2.できない」 ウ 3-8～4-15 問題行動のいずれか「1.ない」以外 ※その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 2-2 移動「4.全介助」以外
(5) 移動用リフト(つり具の部分を除く) ①～③のいずれかに該当する者	① 日常的に立ち上がりが困難な者 ② 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 ③ 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	1-8 立ち上がり「3.できない」 2-1 移乗「3.一部介助」又は「4.全介助」 基本調査における該当項目がないため、主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断。
(6) 自動排泄処理装置 ①②のいずれにも該当する者	① 排便が全介助を必要とする者 ② 移乗が全介助を必要とする者	2-6 排便「4.全介助」 2-1 移乗「4.全介助」

※1「日常生活範囲」は、買い物、通院等日常生活に必要な行為が考えられます。

「趣味の集まりに参加するため」等の日常生活に該当しない行為のための貸与は認められません。担当者会議を通じて「何のために必要か」を具体的にケアプランに位置付けてください。

広域連合が確認したい内容

- ☑ 医学的所見により、状態像が
i ~ iiiのいずれかに該当していること
 - ☑ 担当者会議で必要性を協議した上で
福祉用具貸与を決定
- 
- ☑ 以上の過程が適切に、踏まれ福祉用具貸与におけるケアプランが作成されているか

必要書類

以下の書類を利用者の住所のある市町介護保険担当窓口または知多北部広域連合給付係宛に郵送 or 持参してください。

必要書類（用紙はA4サイズに統一）

「軽度者に係る福祉用具貸与費の算定可否確認申請書」

居宅サービス計画書「第1～2表」、「第3表」又は、介護予防サービス計画書の写し(包括コメント入り)

※「第1表」又は「介護予防サービス計画書」は利用者へ交付し署名があるもの

居宅サービス計画書「第4表」又は介護予防支援経過記録の該当書面

福祉用具の必要性について、医学的所見に基づく医師の意見がわかる書類

①主治医意見書、②医師の診断書、③ケアプランに記載された医師の所見のいずれか。

※「医師の所見」は、ケアマネジャー自身が医療機関に聴取してください。

認定結果が出る前に暫定的にサービスを利用した場合は、暫定プランも必ず提出してください！

確認事項

6 記載内容における注意事項

「4 福祉用具を必要とする理由 i ~ iii」の状態像への該当により、保険者に確認申請書類を提出する際は、必要書類に以下の記載が必要となります。

◎医師の医学的な所見

①主治医意見書	●左記いずれかの書類を提出してください。 ▶ ①意見書、②診断書には、所見を記載した日付、医療機関名（科名を含む）、医師名（フルネーム）の記載が必要です。 ▶ ③ケアプランに記載された医師の所見には、以下の記載が必要です。 □ 所見を聴取した日付 □ 聴取方法（電話、診察に同行、書面での照会、看護師やワーカーを通して等） □ 医療機関名（科名を含む）、医師名（フルネーム） □ 聴取内容（下記を参考に記載してください） ▶ 医師の所見（①～③共通） <u>「利用者は〇〇（疾病）により、△△（「別表」★）の状態像であるため、□□（対象種目）が必要である。」</u> という趣旨の内容が読み取れる記載であるか確認してください。
②医師の診断書	
③ケアプランに記載された医師の所見	

・疾病名
・「（別表）★」の状態像であることを
忘れずに医師に確認してください！！

◎ケアマネジャーの結論

①居宅サービス計画書第1表、第2表又は介護予防サービス計画書	●左記いずれかに、 <u>サービス担当者会議を通じた「適切なケアマネジメント」により、福祉用具貸与の必要性をケアマネジャーが結論づけたことが読み取れる記載をしてください。</u> ◀記載例▶ 「利用者は〇〇（疾病名）のため、××（本人の状態）であり、△△（「別表」★）の状態像であるため、□□（対象福祉用具）が必要である。」
②居宅サービス計画書第4表又は介護予防支援経過記録の該当書面	✓ 「医師の指示があったから」では、ケアマネジメントにより必要と判断したとは言えません。「医学的な所見」を元に、会議で必要性を話し合い、ケアマネジャーが必要性を判断した経緯及び結果を記載してください。 ✓ 起き上がりや寝返りが困難な利用者について、通常のベッドで寝起きできる場合では、特殊寝台を貸与する理由になりません。 ✓ 「床ずれ防止用具」は特殊寝台の付属品ではありません。貸与を必要とする理由をケアプランに位置付けてください。



地域のくらしを支えあう介護保険

知多北部広域連合

医師の医学的な所見について

➤ 医師の意見は書面でなくとも、電話、診察に同行等で聴取したのもでも可能です。

(本人、家族は聞き取り対象として不適切)

➤ 以下の内容の記載が必要です。

□ 所見を聴取した日付

□ 聴取方法

(電話、診察に同行、書面での照会、看護師やワーカーを通して等)

□ 医療機関名 (科名を含む)、医師名 (フルネーム)

□ 聴取内容

保険者から問い合わせのくる 医師の医学的な所見について

なぜせっかく書いた書類に電話がかかってくるのか？

- 「パーキンソン病のため、特殊寝台が必要」
- 「特殊寝台を継続利用が必要」

病名のみでは状態像
の判断ができない

貸与の同意ではなく、
状態像の判断が必要

例えば、特殊寝台の場合、日常的に起き上がり（又は寝返り）が困難な者かどうかの確認ができることが必要。

医師の医学的な所見について

原因となる疾病・それによる本人の状態が「厚生労働大臣が定める者のイ（別表★）」の状態像に該当する旨がわかる内容が必要。

記載例：「利用者は〇〇（疾病名）により、△△（「（別表）★」の状態像）であるため、□□（対象福祉用具）が必要である。」

令和●年●月●日■■総合病院■■科▲▲医師に受診同行し意見を聴取。

慢性呼吸不全で常時酸素吸入をしている。過度な動作は呼吸負担を増す恐れがあり、日常的に起き上がりが困難な者に該当するため、特殊寝台
が必要。

ケアマネジャーの結論について

医学的な所見」を元に、サービス担当者会議で必要性を話し合い、ケアマネジャーが必要性を判断した経緯及び結果を記載してください。

記載例：「利用者は〇〇 （疾病名） のため、×× （本人の状態） であり、△△ （「（別表）★」の状態像） であるため、□□ （対象福祉用具） が必要である。」

慢性呼吸不全で日々の生活において労作時に呼吸苦がある。 過度な動作は呼吸負担を増し、日常的に自力での起き上がりが困難であり、
ギャッチアップ機能のある特殊寝台が必要。

保険者から問い合わせのくる ケアマネジャーの結論について

なぜせっかく書いた書類に電話がかかってくるのか？

- ① 「ケアマネジャーが記載している原因となる病名が、医師の意見と違う」
- ② 「起居動作が難しい。」
- ③ 「暫定的に利用を開始しているが、
その時点で医師の意見がない」
- ④ 「医師の許可があるため」

医学的所見により状態像が判断されていない？

医学的所見も踏まえ、福祉用具貸与の必要性を検討したプランなの？

状態像が該当しているかが不明

申請時のお願い

軽度者に係る福祉用具貸与が必要な場合は、
テキストP69~の内容を
事業所内での共有し、申請をお願いいたします。

- 算定要件に該当しているか？
- 該当していることがわかるようになっているか？
（医師の意見、ケアマネジャーの結論）
- 書類の不足はないか？
- 日時の整合性はあるか？